

第16回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	平成24年3月23日(金) 14時00分～16時00分
開催場所	仙台市役所本庁舎 2階 第5委員会室
出席者	
委員 (順不動・ 敬称略)	吉川時夫 甲羽良平 齋藤文江 佐藤衆介(副会長) 柴内裕子 福士尹(会長) 茂木國男 山口千津子
事務局	健康福祉局保健衛生部長 保健衛生部参事兼生活衛生課長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主幹 同生活衛生課食品衛生係長(進行) 同生活衛生課食品衛生係主査
次第	1. 開会 2. あいさつ 保健衛生部長 3. 報告事項 (1) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正について 4. 議題 (1) 平成23年度動物愛護アクションプラン実施結果について (2) 平成24年度動物愛護アクションプラン(案)について 5. 閉会

発言者等	
<開会> 進行	<p>定刻でございますので、ただいまより第16回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。私は進行を務めます生活衛生課の那須と申します。どうぞよろしくお願いたします。事務局からお願いがございます。皆様の机にございます資料の確認をいたしたいと思っております。本日はA4版で綴りものが3部の構成になっております。1つ目が第16回仙台市動物愛護協議会と上に書いてあるものです。</p> <p>もう1つが右肩の上部に四角で資料と書いているものでございます。題名が動物愛護管理制度の見直しについて、としているものでございます。もう1つが仙台市動物愛護行政の基本指針、以上の3部でございます。不足及び乱丁がございましたら、お知らせいただければ、事務局がお届けに上がります。皆様、よろしいでしょうか。それでは次第に従いまして進行してまいります。本協議会の開会に当たりまして、健康福祉局佐々木保健衛生部長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<挨拶> 保健衛生部長	委員の皆様におかれましては、3月下旬の大変お忙しい中、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。震災から1年が経過

	<p>いたしまして、この間、本市には全国あるいは海外から、さまざまご支援をいただいたところでございます。被災動物の支援につきましても、市内県内はもとより、全国各地からご支援をいただきまして、私どものさまざまな面でご活用させていただいたところでございます。</p> <p>震災後の大きな混乱の中ではございましたが、仙台市獣医師会・エーキューブさん・ハート to ハートさんのご協力といたしますか、ともに震災対策本部を立ち上げまして、被災動物の支援に従事してきたところでございます。必ずしも十二分の活動といたしますか、満足ではございませんでしたが、私どもできるところ、できる限りの力を尽くして、被災動物の支援に当たってきたところでございます。新年度におきましても、引き続き支援をしてまいりたいと考えてございます。</p> <p>本日は次第にございますように、報告事項といたしまして国の規則改正についてが1点。議題としまして平成23年度の動物愛護アクションプランの実施状況、成果につきまして、新年度＝平成24年度のアクションプラン案、この2件をご審議いただきたいと存じております。本市の動物愛護の取り組みを尚一層進めるためにも、委員の皆様方のご忌たんのないご意見をちょうだいしまして、さまざま取り組んでまいりたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
進行	<p>はい、ありがとうございます。続きまして議事に入りたいと思います。本協議会の規定により、議長は会長が務めることになってございます。福士会長、よろしく議事進行お願いいたします。</p>
福士会長	<p>それでは早速議事に入ります。報告事項（1）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正について、事務局の千葉さんからお願いします。</p>
動物管理センター所長	<p>はい、それでは所長であります私千葉より説明させていただきます。説明に入る前にお知らせを申し上げます。昨年3月11日に発生しました東日本大震災を受けて設置しました、仙台市被災動物救護対策本部の構成団体であるNPO法人エーキューブ・ハート to ハートの2団体が、このたび公益法人社会貢献支援財団より、東日本大震災における貢献者表彰受賞の内定のお知らせが入りましたので、この場をお借りしてご報告申し上げます。</p> <p>もちろん、幾多の団体が動物救護について奮闘しております。今回の受賞は余り表に知られることもありませんので、この方々の活動が少しでも評価していただければと願っておりましたが、今回の受賞は大変喜ばしい限りでございます。これからもこれを先鞭としまして、ほかの方々の活動も評価していただきたいと、心から願っております。ご報告を申し上げます（拍手）。</p>

	<p>早速ですが、資料1ページをご覧ください。今回、国において、1月20日をもって、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正が行われました。この法律は我々が動物愛護を推進する上で、根拠法令となるものでございます。その概要をお示ししております。次の2ページ3ページには環境省による記者発表資料を綴っております。ご参照を願います。それでは1ページに戻りまして読み上げますが、主な改正内容は環境省が定めております同法律の施行規則の改正内容でございます。</p> <p>第1点は犬及び猫の夜間展示規制関係です。動物取扱業のうち、販売業者、展示業者、貸出業者が犬及び猫の展示を行う場合には、午前8時から午後8時までの間に行うこととなりました。第2点は動物取扱業者の追加関係です。動物の売買のあっせん会場を設けて、競りの方法により行う事業者、これを以下「競りあっせん業者」といいますが、これが追加されました。当市としましては、今のところ該当するあっせん業者はなく、多く関係するのが夜間展示規制となります。市内では販売・展示・貸し出しを合わせまして、170軒ほどが対象となると見ております。</p> <p>この省令改正は6月1日施行となっておりますので、はじめに周知の徹底が必要と見ており、暫時、周知を図っていきたくと存じます。当然、段階を踏んで実施していくこととなりますが、さらに夜間及び早朝監視も必要になってくると見ております。そこで別添の資料をご覧いただきたいのですが、環境省が行政担当者への説明会で使用しました今後の法律、法改正見込みを綴っております。</p> <p>あくまでも本体である動物の愛護及び管理に関する法律は、議員立法ということで、法律改正は議員提案による改正となります。そこで改正時期とその内容の見通しをはっきり示せなかったようです。以上でございます。</p>
福士会長	<p>はい、どうもありがとうございました。山口さんは動物愛護管理のあり方検討小委員会の委員でありますので、今回の法改正について議論の経過と今後の見通しなどについて、できる範囲でお話をお願いしたいと思います。</p>
山口委員	<p>これからの見通しっていうのが、なかなかはっきり言えないところが辛いんですけども。と言いますのは、25回委員会を開いて、ひと月に2回とか3回とか開いているにも関わらず、結論が出ない。もうすべて両論併記ということになってしまっていますので、どうなる見込みですよというのは、なかなか言えないんです。</p> <p>委員の方々がいろいろなご意見を出されている中で、とりあえずは法律を変えることなくできる範囲で、まず夜間展示の問題と、動物取扱業者の追加の中で、競り市と一般的にいわれている業者及びもう1つ、犬猫の老齢ホームのようなところ。そこを新たに動物取扱業に入れるというふうに</p>

なったんです。

別に老齢ということに関わらず、所有権が変わってもということです。所有権が変わらないで預かるのは今だって預かりで、動物取扱業者なんですけれども。今まで飼えなくなった方々に、自分のところでは一生飼うか、新しい飼い主見つけますよといって、継続反復的にお金を取って動物を引き取っていた方で、結局はきちんと飼うわけでもなく、放置して見殺し状態だったり、捨てに行くという業者というか、愛護団体の事件があったものですから。

所有権が変わると今の法律では業にはならないだろうと。そのときは判断されたのです。継続反復的にお金を取ってやっているということであれば、明らかに業でしょうということで、新たに業をつけ加えたところなんですね。

それ以外の動物取扱業のことで言えば、前回の法律からペンディングになっている、動物の親から引き離す日齢、週齢です。いろんな意見が出たのですが、委員会としてははっきり何週齢とか、何日齢という言葉は決まらなかったんですね。

これは今後、議員立法ですから、最終的には環境省と議員の方々の中で数字は決まっていくんだろうと思うんです。ただ、委員の間では今回も数字を決めることなく、幼齢動物という曖昧な表現で終えることはないだろうと。何らかの数字は入るだろうということは、多分どの委員も確信していると思うんですが、その数字がかなり問題になってくるということなんですね。

あと大きな問題としては虐待の定義ですよ。今のところ、虐待の定義はかなり幅が広く、なかなか実際に適用するにはしづらい状況です。片方の人はこれを虐待と思い、片方の人はそこまで思わない。なかなか警察も手を入れにくい。特に殺傷の場合は虐待ってわかりますけれども、適切な世話を与えずに放置して衰弱死という場合は、早期に手を入れにくいということですので、その辺の虐待の定義をどれだけ入れられるかということになっていくと思うんですね。

それから多頭飼育の適正も、どの県も必ずや1件以上の問題を抱えていると思うんです。多頭飼育についても、数字がどのように入るかわからないんですが、何頭以上飼っている方については、飼っちゃいけないというわけではなくて、届け出なり、登録なりしていただいて、早いうちに手を入れる。どんどんエスカレートして100頭200頭になる前に、何とか抑えることができるようにしましょうという方向性はあると思うんです。それもじゃ何頭にするの？っていうところは全く決まっていないうんですね。

	<p>実験動物についても3Rは入っているんですけども、それを検証するシステムが、まだ法律の中には入れられていませんよね。第三者が本当にちゃんとできているかどうかをチェックするシステムがまだないですから、その透明性の確保という意味では、やはり第三者によるチェックも必要なのではないかと。それが法律で、制度として入れられるかどうかはわからないというところで、何もかもできそうだとか、わかりませんっていう言葉になってしまうのがとても腹立たしいんですけども。</p> <p>ただ、多分入るかなと思われているのは、今回の大震災を受けて、特にペット動物については同行避難ということです。津波とかのことを考えると絶対っていう言葉使えませんが、人が助からないと動物も助けられませんので。ただ、動物を置いてきなさいとか、車には乗せられませんとか、ということではなしに、一緒に避難をしましょうと。そのための対策を立てましょうということに関しては、委員の皆さんはかなり脈があるかなと思っています。</p> <p>でも今回これを入れなかったら、またまたのど元を過ぎればで、どこの自治体もそのままになってしまいます。日本はどこもこういう自然災害等から逃れられるところなんてないと思いますし、その度に1から立ち上げるということになりますので、法律に入れていただくことによって、各自治体が放置することなく、意識を持って対策を練るということに向かっているのではないかなと、委員の方々は思っています。</p> <p>あとはどれが本当にはっきり言えるのかなっていうのがあって、ネット販売につきましても、ネットの場合は対面じゃないですので、対面販売にしましょうということ。会うこともなしに、ネットでクリックして、お金を振り込まれたら送るといった形は、何とかやめさせたいということで、委員の皆さんはそういう意識だったんです。それが実際に文章になって、法文として入るかどうかまだわかりません。議員の方々に、これからしっかりと説明をしていかなければいけない現状ですね。</p> <p>民主党の議員の方が「恐らく国会に法案が提出されるのは5月ぐらいかな」という言い方されていたんですが、予算とか、今揉めているいろんな法案がずっと延びれば、大体動物の法律って今までから見ますと、最後の最後ですので、5月と言いつつも6月に入るかもしれないなと思います。はい、以上です。</p>
福士会長	<p>どうもありがとうございました。それについて議論している議員はいるのですか。</p>
山口委員	<p>それぞれの党に、民主党でも議連が最初3つあって、民主党の中でも3つあるのも困りますねって思っていたんですが、やっと1つにまとめてい</p>

	<p>ただけると。自民党も中に議連がありますし、公明党も議連があります。それぞれがヒヤリングをしております、私はそれぞれ出席を求められて説明とかしているんですが、ヒヤリングって大体話するのは10分ほどなんです。資料とかを持って行って、10分のところをちょっとオーバーしてしゃべるぐらいなものですから、しっかりとご説明した中ですべて理解していただけるかどうかはわかりません。</p> <p>改めてお忙しい議員さんに面会を申し入れて、30分ほど時間を取っていただいております。できれば国会での議論というものなく、党派を超えて議論した中で決めていきたいと民主党の議員の方はおっしゃっていました。</p>
<p>福士会長</p>	<p>ありがとうございました。ほかにどうぞ、ご質問、はい甲羽さん、どうぞ。</p>
<p>甲羽委員</p>	<p>この動物愛護法の中で一番問題になっているのが、見直しの資料の中の真ん中ちょっと下がったあたりに、45日齢、49日齢、56日齢という表示がございますけども。この問題が私ども業界としては、非常に頭の痛い問題でございます。</p> <p>と申しますのは、最近犬のえさもよくなっている関係もあるんですけども、無理をすれば45日ぐらいで、売れば売れないこともないという状況に達するわけです。次の7週齢＝49日っていいますと、大体離乳が可能になる時期になります。獣医の先生もおられますので、よくご存じだと思いますけども。大体49日なら離乳は終わります。</p> <p>ただ、この辺の考え方からいきますと、結局子犬が母親の乳房にかぶりついて、親は嫌がって子犬を引きずるという状態になります。ですから大体この辺が離乳の最終時期になると思います。そんな関係で8週齢という日齢になりますけども、イギリスあたりが8週齢ということをや非常に強く出しています。中央環境審議会動物愛護部会ってというのが話し合っているわけですけども、そこでもこの8週齢に非常にこだわった言い方をしているんです。それが果たして離乳の時期を指しているのか、親から離す時期ですね。それから販売する日齢を指しているのか、その辺がはっきりしないんですね。</p> <p>ということがさっき申し上げました審議会の先生方は偉すぎて、子犬なんか飼ったことのないような先生方がいらっしゃるものですから、中には10週齢ぐらいじゃなけりゃだめだなんて、何を基準に言っているのかわからないことを言い出す審議委員の方もおられるんですよ。先ほど山口先生がおっしゃったように、つかみどころのない、それでいて、非常に厳しいという中身をしばしば感じたことがあります。</p>

	<p>今日は柴内先生もおられますし、山口先生からもこの8週齢ということ、きちっと販売する日齢として適当なのか。あるいはもう8週齢まで親から離しちゃいかんということなのか。イギリスの理論等を踏まえて、お話しいただければ非常に幸いです。よろしくお願いします。</p>
福士会長	<p>はい、どうもありがとうございました。これほかにどなたかコメントできますか。</p>
山口委員	<p>委員の間では、45日齢でも7週齢でも8週齢でも、販売日齢ではなくて、親から離す日齢を45か、あるいは7か8かということで、皆さん話をしてるんですね。売るのは8週齢ですが、親から離すのを30日齢ぐらいで離して、置いておくことだって可能なわけですよ。親から離す時期を言わないと、今問題になっていることをよくすることはできないですよ。どの委員もみんなそれを思っています。</p>
柴内委員	<p>ただいまのご意見ですけれども、犬の親から離す時期について世界的に学術的な裏づけはないのではないかと疑問視のままであることから、犬とのつきあいの最も長い英国をはじめ、各先進諸国が8週齢で親から離すということを明記している意味は、将来につながる行動学的な問題です。およそ45日ぐらいになりますと歯が生えてきますから母犬の乳房に、強い歯をあてます。親から痛いことをしたら嫌われる、叱るという行動を受けることによって、どの程度の歯の当て方をしたら、嫌われるといったことなどを学ぶために、一定の時期までは親元に置くことが大切、その間に兄弟犬等の動物との付き合いの仕方も学習します。</p> <p>そしてまたそこに手厚くケアのできる飼い主がいるということが、最良の方法だとわわられているわけです。先だっても神戸の国際会議場で、委員長の方から、林先生、大変攻められまして、「何で決まらないのか！」とかさまざま、今のようなことを含めた意見が出ました。その中でも委員長としては、立場上、7週辺りが落ちつくところではないかにごしておられました。山口先生もおっしゃいますとおり、まだまだ決まっていないことが現実です。</p> <p>しかし人の飲酒とか喫煙と同じで、犬種が違うからとかではなく最大公約数を取って決めるべきでしょう。そして動物の行動学的に、犬の社会化の初期、最も大切な時期を正しい経験をさせることで、犬の生涯を支えることを重要視しなくてはなりません。新しい飼い主の元で、事故を起こすことなく良い家族として成長することを考えた8週齢なのです。</p> <p>しかし、余り条件のよくないところで繁殖されていたら、早く離して、新しいよい飼い主の手元に置くほうがよいのではないかと。また離れて</p>

	<p>から店頭に出るまでの間に一定の時間が必要であるから、それを考えて店頭に出るまでに8週齢でいいのではないかと、さまざまな意見があるということもよくわかります。</p> <p>しかし、行動学的に申しましたら、学術的に数字で示したのはサーペル先生の7週齢。そのために今、検討していらっしゃる委員の方たちも、7週齢にこだわっていると聞いております。</p> <p>しかし世界的には8週齢で親から離すというのが正しい。直接新しい飼い主にいけるというのが、外国での子犬の取り引き。ブリーダーさんから直接新しい飼い主が受け取るのが8週齢であれば、とても理想的なわけです。その辺のギャップがある日本の子犬の動きから言いますと、さまざまな意見が出ていて、まとまりかねているのだと思います。</p>
福士会長	はい、どうもありがとうございました。はい、甲羽さん、どうぞ。
甲羽委員	<p>一言お伺いしますけども。8週間、親と一緒につけておいて、観察していて、親が子犬に何かを教えるという行動は、私は全く見たことがありません。従いまして、大体7週くらいで離乳を完成して、そして店に展示しても、朝から晩まで置けないから、半日ぐらいで引っ込めるってということも当然あるわけです。そして8週齢くらいで売れば最高のサイクルだと私は考えております。</p> <p>最近ではフードもミルクも非常にいいものが出ていますので、成長からいっても8週齢で売れるくらいだと、非常に足腰もしっかりしています。それ以上、親から離す時期が8週齢というのは、業者としても辛いし、実際繁殖している人から言っても、親はどんどんやせてきますし、無理だと私は思います。組合の話し合いの中でもやっぱり、「じゃそうしよう」という話には結びつかないんじゃないかと思えますね。</p>
福士会長	どうもありがとうございました。このほかに議論、どうですか、はい。
佐藤副会長	産業動物についての議論を簡単に紹介いただければ。
山口委員	<p>産業動物については、動物取扱業ほど時間をかけていないんですよ。動愛法の中で産業動物の飼養及び保管に関する基準だけ改正されていないですね。昔のまんまなものですから、その改正も見込んで、動物の5つの自由を、産業動物の福祉ということで入れ込んだらどうかということでお話は出ています。</p> <p>その5つの自由を産業動物のところで入れ込むのか、すべての動物にかかるということ、基本原則的なところで5つの自由を入れるのかという2つの意見で、どちらにしても入れましょうと5つの自由を入れるということについては委員の方々の反対はなかったです。だから産業動物の福祉のところでもう一度、その5つの自由に基づいての福祉を推進するって</p>

	<p>うことは入ったっていいと思いますので、全体的にかぶるといことで、基本原則の中に入れることのほうが大切かもしれませんよね。産業動物のところで繰り返したっていいわけですから。</p> <p>先ほどお話ししなかったことで、新たにちょっと事件があったもので、火葬埋葬業者のことを動愛法の中に入れましょうということが、議員さんの後押しで出たんですけれども。動愛法は基本的には生きている動物の飼育管理、動物の福祉を確保するということをいっています。いろんな業者がいて、いろいろ問題を起こしていることは事実ですので、火葬埋葬業者の法律的な規制は絶対必要だと思うんですが、それを動物愛護法の中に入れ込むのか、あるいは別の法律で規制やるのかというところで、これも全く意見が2つに分かれたまんまで終わっております。</p> <p>ただ、国会議員の方々とか、いろんな方々がやっぱり事件があっただけに、何とか法律にということ議員主導でお話が結構きているみたいです。罰則の強化についても、今殺傷すれば1年以下の懲役、100万以下の罰金なんですけれども。やはり新聞なんかでは他人の犬を殺したりすれば、まだ器物損壊という言葉が新聞に踊るといことで、器物損壊のほうが高い、懲役3年なものですから、警察は厳しい罰則を当てはめようとするからこそ、器物損壊になってしまうのかもしれないので、器物損壊を使う必要のないところまで、この罰則も上げればどうかという話は出てきております。</p>
福士会長	はい、どうもありがとうございます。いろいろややこしい問題がたくさんあるようですが、同行避難は入れてくれると大変ありがたいですね。
山口委員	はい、入る可能性がかなり濃厚だと思います。でも絶対と私は言えませんので。
福士会長	はい、わかりました。それではほかの議題もありますので、報告事項はこれで終わりにしたいと思います。それでは4. 議題(1)平成23年度動物愛護アクションプランの実施結果についてです。まず事務局に説明をお願いしますが、特に災害発生時の動物愛護対策事業については、仙台市の被災動物救護対策本部の構成団体である仙台市獣医師会の茂木さん、エーキューブの齋藤さん、委員ではありませんが、ハート to ハートの菊地明美さんに、活動状況についてお話しいただきたいと思います。それでは事務局の千葉さん、お願いします。
動物管理センター所長	事務局より、活動結果の概要について報告させていただきます。4ページをご覧くださいようお願いいたします。議案の(1)でございます。時間の都合上、詳細は資料に譲ります。尚、まだ年度を越しておりませんので、記載しております統計数字は期間途中のものも示さざるを得なくて、

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。それでは4ページの概要について、4ページより読み上げさせていただきます。

まず重点事業の1、飼い主のいない猫対策事業についてでございます。飼い主のいない猫不妊去勢手術の推進では、平成22年6月より3年を予定として、社団法人仙台市獣医師会が進める飼い主のいない猫の不妊去勢手術事業へ、一部経費を助成して開始されました。22年度の実績は253頭に実施しております。今年は震災がありまして、今後の行方というものが心配されましたが、最終集計はまだ終わっておりませんが、実施頭数も400頭に迫る勢いとお聞きしております。

それで5ページをご覧くださいと存じ上げます。5ページには本事業の効果を示す適切な指標はありませんが、あえて当市センターに保護される頭数、苦情件数で比較をしてみました。そこで判明したのは、昨年度と比較しますと全体で3割が減少しておりまして、そのうち子猫は4割近く減少しております。逆に成猫といわれる大きいほうが1.7倍ぐらいに増加しております。

今回の被災、特に津波による沿岸部の猫は相当被災したものと推定をされておりますが、それも影響したかもしれません。さらに成猫はストレスに弱く、地震のショックで家を離れ、個体識別も困難ですので、そのまま飼い主のいない猫として保護されたのではないかと推定しております。これらの成猫が新たな繁殖源にならないければよいなど、事務局としても懸念しております。しかし数字上では保護頭数の減少が大きいので、津波による被害を大きく差し引いても、本事業、補助事業も効果が表われているのではないかなと想定しております。

苦情においては集計方法や市民感覚の問題もあり、年度によって変動するため、参考とはなりづらいのですが、それでも前年比1割近く、約7%の減少を見ており、これからも効果が現われているのではないかなと述べてもよいのかもしれません。24年度も同じ減少傾向が続くようでしたら、同事業の目的が達成しつつあるものと見ておりまして、25年度以降の事業の継続の追い風にもなることを期待しております。4ページにお戻りください。助成制度の周知については、当センターに寄せられた苦情相談の際に、同制度を紹介するなど、広告媒体よりも広めるには効果があったのではないかと推察しております。

次に飼い主のいない猫の不妊去勢を進め、地域猫への支援事業としまして、地域猫を推進するためには、協力いただいている市民ボランティアの支援が必要です。今回も地域猫活動を進めるため、ボランティアセミナーを開催しました。本セミナーの講演等合わせて、仙台市獣医師会と共同で、

動物病院の獣医師を対象とした猫の早期不妊去勢手術の実演を行い、早期不妊が普及すれば、市民ボランティアの負担軽減につながるのではないかと期待しておるところでございます。

次に5ページをご覧ください。重点事業2の災害発生時動物愛護対策事業に入らせていただきます。前回7月26日に開催しました第15回動物愛護協議会でも、震災直後からの活動の状況の経過を説明させていただきました。その際、本事業は平成23年度アクションプランに、重点事業として提案させていただいたとおりでございます。実施した活動の概要は5ページ以降に簡潔に記載しているところでございます。

5ページにございますが、避難所では当初ペット同行について、施設を管理する側、避難者側の理解が得られず、混乱を生じたのも事実でございます。それを示すデータが若干ありましたので、掲載させていただきました。今後の防災計画の再検討を行なう際は、ペット同行避難についても十分配慮が必要かと存じ上げます。

次に避難所の閉鎖に伴い、7月以降はプレハブ仮設住宅を中心に、可能な範囲で支援事業を実施してまいりました。プレハブ仮設住宅への支援は当初ペット同行者の入所にあたり、かなり調整を要したこともございます。そこで集合住宅における衛生上の問題を緩和することを目的に、加えて同対策本部の能力も視野に入れて支援をしているところでございます。対策本部の活動内容は、プレハブ仮設住宅でのペットによる衛生上の問題を緩和するために支援を実施している、という理由によって行っております。

6ページをご覧くださいなのですが、震災発生時飼い主のいない犬については動物管理センターに保護収容され、飼い主が被災したため飼えなくなり、一時的に動物病院に受け入れるなど活動を行ってきたわけですが、特に飼い主のいない犬や猫につきましては、対策本部事業として、新たな飼い主を見つけるため、頻繁に譲渡会を催しました。

おかげ様で犬の譲渡率は、収容保護後に飼い主が判明して戻ったのを含めると、98%と高い成果を上げられ、幸いにもマスコミ各社の報道のおかげもありまして、市民の皆様にも高い関心とご支援を賜り、多くの犬を新たな飼い主の元へ届けることができまして、命をつなぐことができました。そこで対策本部事業として、被災地における動物の命をつなぐため、懸命に譲渡を行ってきた次第でございます。

尚、参考ですが、そのおかげもありまして、犬の処分はとあえて申し上げますと、前年度20頭から本年度1頭に留まる見込みでございます。まだ3月過ぎておりませんので、留まる見込みとなっております。しかし、1年が経過し、一区切りを迎え、時間の経過とともに関心も低下することも

やむを得ない状況でございます。これからも高い譲渡率を維持できるか懸念しております。これは新たな課題でもありまして、これからも挑戦していかなければいけないと見ております。

猫の保護頭数については参考に申し上げますが、前年度 1,597 頭から本年度 23 年度は 1,100 頭とかなり減少しており、譲渡頭数も前年度 223 頭から 23 年度は 345 頭とかなり増加することができ、結果としては奮闘してきたといっても過言ではないかなと見ております。猫の保護頭数の減少を促進するには、1つの方法としまして、飼い主のいない猫対策事業を推進していくことが有効な手段であり、今後も努力していきたいと考えております。これをもって、重点事業の実施結果報告とさせていただきます。

次に具体的な取り組みでございます。各項目の実施結果については、資料に記載したとおりでございます。7 ページをご覧くださいませよう願います。はしょって簡略に説明させていただきますが、特に公園等におけるマナー向上については、ボランティア協働により、宮城野区榴ヶ岡公園・青葉区勾当台公園で実施しました。飼い主にも正しい知識を得られるよう、飼い主とともに犬のしつけを実施しました。動物の理解促進ではふれあい体験など、プレハブ仮設住宅の子どもたちも含めて実施しております。次に 8 ページでございます。

収容動物の譲渡促進では積極的に譲渡会を開催しました。延期されておりました狂犬病予防集合注射も何とか 6 月に実施でき、終了することができました。次に 10 ページをご覧ください。動物介在活動についてでございます。今回、当協議会の委員でもあられます柴内裕子先生を講師に招き、関係者への講義と被災された荒浜小学校の生徒に対して実施しました。私個人ですが、終了後「さようなら」というときの子どもたちの満面の笑みがとても印象的だったのを記憶しております。

そのほかにも東北福祉大学子ども科学部の幼稚園教諭候補のゼミの学生に対して、犬と一緒に動物介在活動の紹介をしたところ、この方々からも大変好評を得られました。また小学校の先生から、ふれあいを含む活動依頼があるなど、活発に実施できました。次に飼い主のいない猫対策ですが、11 ページの災害時の動物愛護対策は、重点事業のところの説明したところでございます。

最後に動物愛護週間としまして、市民セミナーととりわけ震災のこともありまして、慰霊祭を実施しております。尚、ここにはございませんが、3 月 11 日の震災 1 周年では対策本部事業として、譲渡会を合わせてささやかではございますが、被災動物の慰霊と感謝の会を催し、ひとまず一区切りとして迎えております。以上、事務局より駆け足で概要の説明をいたし

	<p>ましたけども、これをもちまして平成 23 年度アクションプラン実施結果の報告とさせていただきます。</p>
福士会長	<p>はい、ありがとうございました。いろいろ盛りだくさんな活動で大変だったと思います。それでは引き続いて茂木さんにお話をお願いします。</p>
茂木委員	<p>それでは仙台市獣医師会の事業としまして、この活動について、先ほどの愛護管理法の見直しの後の 2 枚目の資料をご覧ください。仙台市獣医師会の事業としまして、ⅠⅡⅢと 3 つ挙げております。狂犬病についてはご覧のとおり、23 年度 4 月は中止になりまして、6 月 8 日から実施しまして、実施頭数が約 2 万頭ということになっております。個別については 4 月から 3 月まで実施しております。今年はやはり若干頭数は減りました。津波被害等があった地区については、その分そっくり頭数が減っております。</p> <p>2 番の負傷動物保護については、休日等の治療保護活動ですけども、飼い主のいない不明動物の一時預かり治療。警察署からの一時預かり業務。警察の三連休以上の休日のときには、警察にも保護動物を置けないということで、センターもお休みということで、病院でその間対応するという業務でございます。</p> <p>3 番として愛護事業です。地域猫、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を実施しております。オスは 1 頭 3 千円、メスが 6 千円ということで、本年度この 377 頭、2 月末ですけども、実際は恐らく 3 月までには 400 頭近くなるのではないかなという予測でございます。それから補助犬育成支援事業も行っております。仙台市には盲導犬協会がございまして、日本盲導犬協会の育成支援事業を行っております。</p> <p>大きい 2 番目の被災動物救護対策本部の、今回に関係する部分についてお話ししますと、被災動物の一時預かり、これは各動物病院で預かった分についての頭数が延べ 178 頭と現在なっております。それから被災動物の治療、これは被災された方の、罹災証明書等を持参した人に限ってということではなくて、現住所、被災された住所を申告していただいて、これは確かに被災された方だと各病院で認定いたしまして、その方に対して 1 頭 5 千円までの範囲で助成していきましようということで、この出所が山口先生、正確には何という団体ですか。</p>
山口委員	<p>緊急災害時動物救援本部でございます。</p>
茂木委員	<p>救援本部、いわゆる東京にある本部が義援金等を、義援金じゃない。</p>
山口委員	<p>義援金です。</p>
茂木委員	<p>義援金ですか、義援金を募集して集まったうちから、予算の範囲内ということで、1 頭あたり 5 千円ということで実施しております、各病院で治療、それに対して治療に関わったのが延べ 1,525 頭ということになっ</p>

	<p>ております。これは9月10日までに実施いたしました。</p> <p>3番の原発で揺れ動いております福島県での被災動物。いわゆる避難動物と言ったほうがいいでしょうか。これが仙台市に來られて、各病院に収容されているのが22頭ということでございます。4番の仮設住宅のペット同行避難については16ヶ所、2月末現在で合計207頭の同行避難がありました。その動物たちに対して衛生面、あるいは問題発生、未然に防止するという意味で、動物に対して動物と家族を結ぶ手帳ということで、健康手帳のようなものを交付しまして、その内容が①から⑤にあるとおりの、無料でこれを実施するという活動をしております。</p> <p>そのほか仮設住宅、当初は仮設住宅着工する前に、伴侶動物入居、同居すると。一緒に住むということに関して、行政に対して強く要望書を提出し、お願いしたところでございまして、今仮設住宅では同居・入居されていますよね。比較的仙台はスムーズにそれが実行されたので、我々としてもホッとしているところでございます。以上、大体、仙台市獣医師会の関連する報告事項でございます。</p>
福士会長	<p>はい、ありがとうございます。素早い反応で、伴侶動物の入居ができるようになって、大変よかったですと思います。それでは続けてエーキューブの齋藤さん、どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>ではエーキューブの23年度の事業報告をさせていただきます。動物介在活動ですが、昨年度は震災がありましたことから実際の動物介在活動は、常に訪問している施設の方々をお願いして、いつもは5月ぐらいから始めているところを、10月から始めさせていただいていました。ただ、伊在の仮設住宅での動物介在活動では、被災されたお子さんたちの心のケアとして、7月末にふれあい活動をしております。</p> <p>2月に柴内先生にご協力いただきまして、荒浜小学校の訪問活動をいたしました。荒浜小学校は過去に数回続けて訪問活動を柴内先生としたこともあり、訪問活動はお子さんたちの心の支援につながったのではないかと思います。思って感慨深かったです。</p> <p>災害時動物の救援事業としましては、前回の協議会の際に、避難所での活動の様子をお話ししました。一段落した仮設住宅での支援ということで、物資支援ももとよりですけれども、そちらの集合住宅におけるトラブル防止とマナーアップということで、しつけ教室なども開きました。また環境整備ということで、住宅街に大概仮設住宅はあるものですから、その仮設住宅の方たちのものではない糞なども見かけられたので、そちらの仮設の方たちと一緒に糞拾いをしたりということもして、なるべく清潔な環境を維持するような働きかけなどもいたしました。</p>

	<p>そういう形で仮設住宅の支援ももとより、仮設に入れていない方たちからの要請もありまして、普通の借り上げ住宅に住まわれている方や、仮設住宅では飼われていないんだけど、預けている方にちょっと心苦しいので、フードなんかを届けたいという方の要望などもありまして、そちらに物資を送ったりという支援もしております。災害時動物救護事業としては、継続してこれからもやっていきたいと思っております。</p> <p>問題としてやっぱり集合住宅という中での、飼育動物の発情期のいろいろな問題というのが時期的に浮かび上がってきてまして、避妊去勢のことも一考しておく必要があるのではないかと、最近では考えるところであります。</p> <p>マナーアップ事業としては、仮設住宅でのマナーアップ事業もですが、市民の方たちへの啓発活動として、マナーアップのしつけ教室を、昨年度は宮城野区からの依頼で行ったり、茂庭市民センターや青葉区民祭りでマナーアップのしつけ教室を行って、好評を得ました。</p> <p>そのほかとしては仙台市の適応指導センターの支援を昨年同様、訪問活動を継続して行っております。そちらも、1つの支援者のグループとして、昨年度博報賞というのを支援活動に対していただきました。</p> <p>仙台市被災動物対策本部事業は、獣医師会やら管理センターと一緒に継続して支援活動を行っております。昨年度の被災後から今年の3月21日現在で、被災地区の巡回はトータルして258回に及びました。今後も巡回活動は継続して行い、ペットの一応相談やら、支援物資の配布やらを行っていききたいと思っております。そのほかの事業として独自事業は3のその他の事業で、ご覧になっていただければおわかりになると思いますが、多彩な活動を1年間、継続して行っていききたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。</p>
<p>福士会長</p>	<p>はい、どうもありがとうございました。ハート to ハートの菊地明美さん、お願いします。</p>
<p>ハート to ハート 菊地明美さん</p>	<p>はい、ハート to ハートの菊地明美です。よろしくお願いいたします。私達も皆さんと一緒に活動させていただきました。活動報告書としましては大まかに書いてはありますが、個人的な情報とか個人的に支援したという内容は全部省かせていただきました。主に大きな地域とか、大きな学校名、行き先ということで掲載させていただきました。</p> <p>7月の活動報告にもありましたように、3月15日に立ち上げて、各地域に主にサポート活動として、支援物資の搬入、整理、管理、配送などをさせていただきました。細かく言うとすごく長くなってしまいますので、記載したものを読んでいただければなと思います。仮設住宅者への避難者へのサポートフォローとして、炊き出しも行わせていただきました。これ</p>

に載っている内容は3月から6月7月までは前回の報告をさせていただいたので、省かせていただきます。

新たに8月以降なんですけども、仮設住宅、主にハート to ハートの場合は宮城野区などの巡回でした。被災者の皆さんが協力し合ったり、話し合っている中で、宮城野区は比較的皆さん協力的で落ち着いているっていう部分があったんですけども、今まで行っていたトリミングのお店がなくなってしまったり、場所が変わってしまって、トリミングができないっていう方がいましたので、業者さんと相談して、迎えに行ったり、トリミングさせていただいたり、経済的な補助をさせていただきました。

体調的な管理で、個人的にいろいろ動物や体調とかも崩される方もいらっしゃいましたので、そういうフォローをまた相談、経済的な相談にも乗りました。トリミング事業は大体一段落といたしますか、12月年末ということで落ち着いてきました。どこに連れて行っていいかというのを、把握してきたようなので、一応12月でその事業は終わりにしました。

1年経ち、12月にはハート to ハートでつくりました動物ペットのカレンダーを、宮城野区に配らせていただきました。その際にいろんなお話をさせていただきました。1年が経ち、3・11の行事の前なんですけども、3月8日に被災地などを回らせていただきました。ペットに関する大きなトラブルはないんですが、やっぱり精神的にワンちゃんの体調管理とか、そういうものが慣らすのが大変で、今も被災者さんとペットさんが逆に励まし合って暮らしているのかなというのが感想として持っております。

またハート to ハートではセミナー・研修会・啓蒙活動とかしております、7月には多賀城で、多賀城も被災地区なので、キャッスルホテルでセミナーをさせていただきました。8月と9月には宮城大学と東北福祉大学に呼んでいただきました。東日本大震災における、ペット同行避難をどうしたらいいのかという関心が、学生さんたちもとても高く、また自分たちがどう役立てるのかなという関心度も高いので、これを機にいろいろ考えていただきたいということと、また今後地震が来たときに、減災につながればと思って、引き続き、活動を続けさせていただきます。

被災地の地域の行事としましては、宮城野区のお祭りに参加いたしました。ここではパネル展示、私たちが啓蒙している中の1つに、迷子札の制作とかいろいろさせていただきました。あと中野地区の復興祭りでも同じ内容のことをさせていただいております。

仙台市と県と塩釜の行政さんで、動物取扱責任者研修会が行われたんですけども、そのときもペット業者さんにおける、どのような活動がこれから必要かということを報告させていただきました。その被災とはちょっと

形が変わるんですけども、12月に小学校で自分づくり講座を5～6年生に
させていただいたんです。

お子さんも、この間地震があったので、ペット避難にすごく関心を持っ
てくれていたので、ゲームを交えていろいろお話ししたり、みんなで考え
ていくという楽しい形で関心を持っていただけました。今後そういう形で、
子どもたちにも広めて考えていただきたいなと思っております。

年末になるんですけども、私がペット業界のことをしていることもあつ
て、今回実は大変全国的な支援、物資を本当に、日本全国北海道から本
当に九州のほうからもたくさん送っていただいたんですけども、関東方面、
特に多くの物資をくれた方たちに状況報告と、いろんなこれからのこと
ということで回らせていただきました。

2月になりますけども、広瀬小学校で管理センターの皆さんと一緒に、
「動物と仲良くなろう」被災前からずっとやっている活動なんですけども、
子どもたちとこういう動物に関しての命について、関心を持ってもらおう
という活動をこれからも続けていこうと思っております。

同じく2月9日にやったこちらの「動物と仲良くなろう」なんですけど
も。インフルエンザがはやっております、参加できない子どもさんがいら
っしゃいました。これと別に2月9日に広瀬小学校で「動物と仲良くな
ろう」2年生対象に行わせていただいたんですが、これも120人くらいの
生徒さんたちがすごく楽しく参加してくださいました。

その中で1クラス学級閉鎖になっていたんですけども、校長先生や周り
の方の意向で、ぜひその子どもたちもすごく関心を持っているというこ
とで、改めてもう一度開いてやらしてもらえませんか、1クラスのために
また皆さんで活動することができました。

こういうことが動物の命を救うという、ペット同行避難にもいづれつな
がっていくんだろうと思っております。また今回の1年間の活動をしてい
る中で全国ペット協会の流通雑誌『ペットショップライフ』や、財団さん
の日本動物愛護協会、東京の一般雑誌の『はいから Est』などに東北のペ
ットの被災状況や、皆さんの活動している報告などを載せていただくこ
とができました。

私のほうなんですけども、ペット同行避難に関しては、政治の力といい
ますか、ボランティアと行政の力を合わせるだけでなく、いろんな決め事
が先に立たないと進んでいけないということもありまして、東京がこれ
から大きな地震が来るといふこともあるんですけども、各地区からそう
いう超党派、いろんな党を超えまして、ペットのお話をぜひしていただ
きたい。あとは対策、どういうふう地域にそういうことを広めたいいん
でない

	<p>か、というご相談もふえていますので、これは引き続き、ペット同行避難が全国で可能になるように活動を続けていきたいなと思っております。</p> <p>今回通しまして、ペット業者さん、愛護団体の皆さん、行政の皆さん、ボランティアの皆さん、うちの会だけじゃなくて、会に入っていない一般の方々なども手伝っていただきまして、今に至っているので、これからも皆さんと協力してやっていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。市から推薦していただきまして、社会貢献支援団体さんから表彰していただけること、本当にありがたいなと思っております。これからもよろしく願いいたします。以上をもって報告を終わらせていただきます。</p>
福士会長	<p>はい、どうもありがとうございます。これで仙台市被災動物救護対策本部の構成団体4つから報告いただいたわけです。活動が非常に多岐にわたって、ちょっと的を絞りにくいのですが、ご意見、あるいは質問等願います。はい、どうぞ。</p>
齋藤委員	<p>被災されて仮設にお住まいの方たちなんですけれども、今は仮設住宅に落ち着いていらっしゃるんですけれども、非常に今後のことを心配されておりました。仮設住宅がなくなった場合、自分たちはどうしたらいいのだろうかという、落ち着いたら落ち着いたなりのまた1つの不安が持ち上がってきているんですね。</p> <p>県でも市でも、恐らく災害復興住宅のようなものが建つと思うんですが、そちらの集合住宅もこの仮設のように、ペット可であればいいんですけども、ないときは自分たちはどういうふうにすればいいんだかという、心配事がふつふつと湧き上がっているので、今後そのようなことも含めて、仙台市でも、ペット可の住宅を考慮に入れて推進していただきたいなということは思っておりますけれども、よろしく願います。</p>
福士会長	<p>はい、どうぞ、佐々木さん。</p>
保健衛生部長	<p>今お話ありましたように、被災者の方々、プレハブですとか公務員住宅・市営住宅、民間のアパートなどの住宅、こういったところで応急仮設住宅として住まわれています。今後の動きとしましては、津波浸水地域については集団移転ですとか、東部中心にさまざま、復興公営住宅、高層の住宅、あるいは低層の住宅ということで、住まいの確保は今後の最重点課題として、特に24年度から具体的に動き出すというところでございます。</p> <p>お話ありました、こういった住宅とペットのあり方、住まい方というのがまだ具体的に庁内でも、市役所内でも議論されておられません。今までの市営住宅につきましては、ペットは基本的にだめとなっております、今度じゃ復興公営住宅どうするんだというのは、まさにこれからの議論になりますので、私どもも担当の部局と協議していきたいと考えております。</p>

	<p>まだ具体的には決まっておりますが、今後協議してまいります。</p>
福士会長	<p>ありがとうございました。この震災を機に、ペットに対する理解が何かすごく変わったんじゃないかという気がします。それでは、どうぞほかにありませんか。本当にボランティアの方たちは、今までの仕事を引き継いで、さらに震災のほうの仕事が入っているので大変だと思います。どうぞ。</p>
茂木委員	<p>今の市営住宅へのペット同居という問題ですけれども、従来は禁止ということだったんですけれども。今回は震災を受けて、精神的にかなり疲弊している中で、ペットの存在は、ペットを飼っていない人からは全く想像できないほどのよりどころになっていると考えてもらいたいと思います。今度これをどうするかと、これからということであれば、ぜひとも同居できる方向に強く働きかけていただきたいなというふうに思います。</p> <p>ちなみに一般のペット同居するアパートだとか、賃貸はまだまだ仙台は少ないです。従って仙台市としては、ペット同行避難を強く呼びかける意味でも、そういう被災者に関しては同居を認めるという特例といいますか、本来であればそういう同居する飼育環境、そういったもののルールをつくってこれから認めていく、という方向にぜひ強く働きかけて、お願いしたいなというふうに思っております。</p>
福士会長	<p>はい、ありがとうございました。そういう意味では今出ている議員立法の法案の中にペット同行避難を入れ込んでくれれば、物すごく強い助けになりますね。</p>
山口委員	<p>入ってくれて、予算もつけてくれてっていうことであれば、本当によいと思うんですけれども。公営住宅で阪神大震災のあと、兵庫県が公営住宅でたしか動物可の公営住宅をつくったと思うんです。大阪の府営住宅もたしかペット可のところができていると思います。ゼロではありませんので、ぜひ仙台市が先鞭を切ってやっていただけたらと思います。</p> <p>本当に阪神大震災のときに、動物を助けることは人を助けることになるっていうことにみんな気づいたのは、あのときが最初かもしれませんよね。県も公営住宅でペット可のところを別につくってくれたのですから、前例がないわけではありませんので、ぜひ頑張ってくださいと思います。</p> <p>東京都は公営住宅ペット不可です。だいぶ前から可にしようと、東京都獣医師会も議員さんを使って、都議会で何回も出していますが、10年以上前からパイロット的にやってみましようと言っているながら、まだ全然結論出ていません。ですからぜひ仙台で頑張ってくださいたら、この機にやっていただけたら、全国に及ぶのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。</p>
福士会長	<p>ありがとうございます。柴内さん、どうぞ。</p>

柴内委員	<p>もちろん同じ意見です。もう 15 年 20 年も以前でしょうか、都市基盤整備公団が日本で初めて、ペット可住宅に踏み切ったときに、私も担当していました。そのころはまだ集合住宅で動物と暮らすということは、ほとんどの方が不可と考えていたわけです。そのときに 10 キロ以下で、1 頭の犬か猫というところから突破口をつくったわけです。そのときにも小型動物、ウサギとかモルモットのような動物であれば籠にいっぱい。どんな籠にいっぱいかということになりますが。</p> <p>そのときにはやはりいざ避難するときに、10 キロ以下の動物なら抱えて走れるだろうということと、籠いっぱいなら持って走れるだろうといった根拠のあるような、ないような理由をつけまして、それを突破口にしました。今、都市機構と変わっておりますけど。関西の震災のあと高齢者の住宅と新たに改装する住宅は、ペット可にするための方法を編み出しました。</p> <p>この建物はペット可に、ここはまだペット可ではないと、そこには特別なマークを建物につけました。そのマークも公募しまして、たしか 20 代前半の若い女性のデザイナーのマークを取り入れて、そういったいろいろな斬新な考えを入れながら、ペット可にしたことができたわけです。そこに一番大事なことは、飼い主教育と継続教育が必要であると問題になりました。</p> <p>そういう意味では仙台市は同行避難も、一歩進んだことができた市でもありますし、今は獣医師会も、エーキューブの皆さんも、ハート to ハートの皆さんも素晴らしいパワーを持っていらっしゃるんですね。やはりそれを突破口にするためには、アフターケアもこんなふうにして教育も、現場も手伝いますという後押しをつけまないと、ペット可にしてしまっ、問題が起こってからでは解決がなかなか難しい、動物は悪者になってしまいます。そんなことをさせないためにも、仙台市が全国トップでモデルになっていただけることを望みます。よろしく願いいたします。</p>
福士会長	<p>ありがとうございました。ほかにありませんか。ございませんでしたら、先に進ませてもらいます。時間が余りましたらまたこの問題を取り上げるとして、次は議題の（2）平成 24 年度動物愛護アクションプラン（案）について、これも事務局よりご説明お願いします。</p>
動物管理センター所長	<p>それでは説明させていただきます。12 ページをご覧ください。平成 24 年度仙台市動物愛護アクションプラン（案）でございます。内容は 23 年度の実施内容を踏襲させていただいております。主な相違点をアンダーラインで記しております。尚、その際にはその注釈も記載しております。そこで前年度と比較するため、17 ページ以降に新旧対照表を提示しております。</p>

	<p>す。どちらでもよろしいんですが、どちらからでもご覧いただければ結構でございます。簡単に説明申し上げます。</p> <p>12 ページですが、実施期間を新たに平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとさせていただきます。重点事業は 23 年度同様といたします。尚、飼い主のいない猫対策事業では同事業を進めるために、本市が仙台市獣医師会の事業に補助している金額が、これまでの 44 万円から今回 59 万円と増額することになりましたことをご報告申し上げます。まだまだ補助としては少額ではございますが、本事業に協力していただいている仙台市獣医師会にはご理解を賜り、飼い主のいない猫問題の減少にご協力いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>次に 13 ページではこれまでも明記されずに実施してきましたけど、マナー向上の啓発促進を目的に、他の事業の実施の際にもその機会を増加させることを改めて明記しております。次に 14 ページでございますが、収容動物の譲渡の推進ですが、23 年度同様に具体的な数字を掲げて、最低目標として積極的に推進してまいりたいと存じ上げます。</p> <p>次に動物取扱業者への指導・啓発ですが、今回改正され、新たな夜間展示規制が盛り込まれましたので、当初は周知徹底を図りたいと存じ上げ、記載させていただきました。以上、23 年度と異なる主な点でございます。簡単ではございますが、これをもちまして、平成 24 年度動物愛護アクションプラン（案）の説明とさせていただきます。</p>
<p>福士会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それではご質問なり、ご意見なりお願いします。平成 23 年度は収容動物の譲渡がすごい率なんですけど、これについてちょっと説明していただだけませんか。</p>
<p>動物管理センター所長</p>	<p>議長からのご指摘ですのお話し申し上げますが、おかげ様を持ちまして、これも市民の皆様のご協力があつての賜物と、あと実を言いますと、仙台市獣医師会を含めたボランティア団体さんの多大な協力を得ているというのがございます。実を言いますと、強引に日曜日開催を月 1 回実施しておりまして、私独断の判断で強引に職員を説得してやったわけですが、やはりこれも市民の皆さんが非常に受け入れられやすいやり方ではなかったのかなと捉えていて、関心も高いのと、やはりそういうのを含めて、非常に多くの保護された犬及び猫を譲渡できたのではないかと。</p> <p>犬に関しては成犬の中では若いのもいれば、老齢のワンちゃんもおります。中には病気を持っているワンちゃんもいます。これをあえて引き取っていただいている飼い主様がおります。我々職員の中の獣医師が一生懸命、一次治療をし、そして可能な範囲で動物病院の協力を得て、ある程度病気の状況も把握した上で、飼い主さんにお渡ししているんですけども。</p>

	<p>なかなか譲渡が難しい犬の中でも、それをわかって引き取っていただけている飼い主さんも多くて、こちらは本当に涙流したくなるほど嬉しい、非常にありがたいなということを感じておるところでございます。</p> <p>これに関してはなかなか負担が大きいもので、あと先ほど言いました犬のしつけ教室の開催等も、祝日にどうしてもぶつかってしまいます。ふれあい活動も同じでございます。介在活動も同じでございます。どうしてもやっぱりボランティアさんの協力なしではできません。</p> <p>当然そうしますと、当センターがどうしても関わり、ある程度企画立案していくわけでございますが、うちの職員にもヒーヒー言われながらやっているところではございますけども。とにかくこれはせつかく成果が上ってきているので、継続して何とかやれたらなど、私は強く考えておるところでございます。</p>
福士会長	はい、ありがとうございました。どうぞ、吉川さん。
吉川委員	<p>23年度の飼い主のマナー向上対策の取り組みでございますけど、7ページにその23年度の取り組み状況、3番と4番と私留意したんですけども。希望する町内会に対して、この「糞持ち帰り啓発看板」を配布を行いますということで、160町内 3,470枚。犬猫のマナー向上啓発リーフレットの配布につきましては、リーフレット 2,000枚、これはどのような町内に配布されたんですか。そしてどういうふうに希望を取られたっていうか、そういったようなやり方をまずお尋ね申し上げたいんです。</p>
動物管理センター所長	<p>市政だよりに糞害防止看板の配布希望ということで、掲示しております。これは大体6月ころ。大体1カ月ないんですが、その間に希望する町内会からお電話等いただきまして、その枚数等を調査した上、郵送で送らせていただいております。それが165町内会、3,470枚に及んだということでございます。こちらから郵送しております。郵送料は取っておりません。</p> <p>リーフレットですが、実を言いますと、希望するところにはお電話いただいて、糞害でうんぬん、マナー向上でうんぬん、というところには、それを回覧に使っていただくよう送っております。</p> <p>1カ所ほど実は非常に町内会で物凄く困っているところからご連絡いただきまして、全町内会で何とか配布してもらえないかと。全町っていうか、町内会の1個ずつに配布できる枚数をいただけないかということで、それも合わせた枚数で2千枚近く及んだということでございます。</p> <p>なるべくこういう町内会のご希望その他、なかなか直接我々が1戸ずつお伺いして指導するにも限界がございますので、こういう形でご希望するところ、また問題のあるところにこれを送りまして、ぜひ啓発をお願いしているところでございます。</p>

吉川委員	再度ご質問申し上げますよろしいですか。そうするとあくまでも市政だより等でお知らせしましたことに対する市民の反応をもって、この措置を取ったということになるわけですか。
動物管理センター所長	ちょっと誤解されたようで、希望をいただくんです。お電話いただきますので、その希望とその内容をお話しして、何枚を差し上げてよろしいかお伺いして送っているというのが現状です。
吉川委員	希望しないことには差し上げないということですか。私の考えでは5区ありますよね、5つの区。そうすると希望するところ偏るといったようなことはないんですか。全市満遍なく、5つの区にまたがって均等にといいふうにはならないかもしれませんが。
動物管理センター所長	町内会に温度差があるんですね。やっぱりもらっても無用というところもございますし、強制的に配布するよりは、いただいたものは我々はちゃんと掲示して対応してますよというところのほうが、やはり効率的だということもあります。予算的なこともございまして、資源的な限りもございまして、やはり毎年ご希望いただいたところには間違いなく届けるというふうな姿勢でさせていただいているんです。その点は満遍なくやっても、今度は看板を捨てられるようなことになると困るものですから、やはりその点を踏まえまして、ぜひご理解をいただければなと思っております。ただ、本当にお電話いただいて「欲しいんだけど」って言われたら、間違いなくこちらがあるものをすべて拋出しておりますので。
福士会長	最初の「こういうものがありますよ」という情報は市政だよりですか。
動物管理センター所長	ほとんどが市政だよりですね。毎年やっております。この1～2年ではありません。もう10年以上やっておりますので。
福士会長	前の実績があればくれるのでしょうかけれども、今までもらっていないところに対する情報は市政だよりなのですね。
動物管理センター所長	そうですね。
吉川委員	そういうところにも何か、予算等の制約は当然あるかと思えますけれども、もう少し町内会に対する啓発の仕方を考えてみられてはどうかかなという気が私するんですね。私、10数年関わりをしておりますけれども、この問題については、ちょっと私は関わりをしなかったんですよ。聞こえてこなかったんですけども。だからそういう私の経歴から言って、そういったところも多少あるんじゃないかと思うんですけども。もう少し町内会に対するというか、全市に対するこの対策を考えてみられたらいかがなものかと思っております。
福士会長	そうですね。ごもっともだと思います。

動物管理センター所長	<p>大変ありがたいんです。私どももこの糞の問題では大変悩んでおりましたが、ぜひ逆に我々もホームページ等載せていきたいと考えておりますが、連合町内会のほうでも「こういうものがわざわざあるんだから早くもらえ」と言っただけだと、大変助かるのでございます。あるうち、また限りなく増加等しても何とか一生懸命つくって、ご要望に応えたいと考えておりますので、やはりペットに関する問題というのは1つずつ対応していかないと難しい面もあります。ぜひせっかくおいでいただいているので、その中で「せっかく動物管理センターでこういう看板出しているからもらえよ」と言っただきたいなとお願いいたします。</p> <p>ご相談いただいたときは、その期間以外にも差し上げています。全然期間限定はしておりませんので、ご理解いただければと思います。ただ、もう1点だけ余計なことですが、ちょっとデザインが古く、評判悪いところもございまして、予算の許す範囲でそろそろ変更してはという話もあります。その点、ご辛抱いただければ、ぜひよろしくお願いたします。</p>
吉川委員	はい、わかりました。
福士会長	はい、どうぞ、齋藤さん。
齋藤委員	<p>すみません、今の看板のことなんですけれども。たしか市政だよりも載ったように私は記憶しているんですね。各町内会でご希望の方は管理センターにというのが去年ではなかったにしても、見かけたことはありますので、多分そういう掲示は年にいっぺんくらいはされていると思います。それと仮設住宅も1つの町内と考えると、私はその看板をいただいて、仮設住宅の周りに多めにベタベタ貼っております。以上です。</p>
吉川委員	<p>ただ、町内会数ね、ご承知かと思いますが、全市的に1,400ばかりあるんですね。それとその予算のからみがあります。そして市政だよりをよく注意して、丹念に見られる方もありますけれども。そう言っちゃなんですけども、あまり関心なく、あ、また来たなということだけで済まされている方も多少いらっしゃることもあるかと思うんですね。そのところのPRの方法もはい。</p>
福士会長	ありがとうございます。吉川さんのお話は本当に、現在の町内会の実情ですから、その通りだと思います。
佐藤副会長	町内会の集まりはないんですか、その全体の町内会で、吉川先生から周知していただけたということ等があったら、とてもありがたいんじゃないかと思いますが。
吉川委員	それは113の地区連合町内会があるんですね。これ全市の数ですけども。2ヶ月に1回、それぞれ各区ごとに、連合町内会協議会がありますから、その席上来ていただいて、たまに1回、年に1回か2回そういうこ

	<p>とでPRなどもされたいかがなものかなと思います。</p> <p>そして連合町内会長さん、地域に帰られまして、私の場合の例で申しますれば、私は岩切地区町内会連合会の会長も兼ねておりますが、岩切地区町内会連合会の会合の席上、16町内会ありますけども、その町内会長さんに動物管理センターからのこういった話がありましたよ、と伝えることはできるかと思うんですね。そういったPRの仕方をやっていけばいかなものかと思うんです。</p>
福士会長	はい、どうもありがとうございました。ほかにどうぞ。
佐藤副会長	<p>今度の動物愛護法の改正の中で、非常に大きな問題の1つに、幼齢動物を親から引き離す日齢の話が議論になっているかと思えます。これの周知ということで、動物取扱業者の責務の徹底の中で、研修会が1回あるということですので、科学的なデータをもとにそれを紹介していただける人を講師に呼んだらいかがでしょうか。こんな具体的な内容まで議論するのかわからないですけども。</p>
福士会長	今のお話はどういうことですか。
佐藤副会長	<p>24年度のアクションプランの実行の中で、14ページの動物取扱業者の責務の徹底も今年度も当然やるわけですよ。その中で動物取扱責任者研修会年1回開催するということですので、動物愛護法改正の中で一番議論になっている部分の、幼齢動物を親から離す日齢に関する学術的な情報の提供をやるということは非常に重要なことじゃないかというふうに感じました。</p>
福士会長	はい、どうぞ、佐々木さん。
保健衛生部長	<p>こちらの資料にございますように、現在法改正の途上でございますので、5月とか6月は法律が成立して交付されればそれにのっかって、さまざま取扱業の方々にご説明はできるかなと思います。ただ、法律事項なので法改正がならないうちはなかなか、私ども突っ込んでご説明は難しい点はあるかと思えます。そういった国会の動き、十分見ながら取扱業の方々への説明の際、活用させていただきたいと思えます。</p>
福士会長	はい、どうぞ、山口さん。
山口委員	<p>データが海外の文献がたっぷりあるというわけではないので、結構議論になります。それでも7・8週齢はペンシルバニア大のジェームズ・サーベル先生の行動学の論文で7・8が社会化期の一番ピークに当たっているといます。だからそのあたりと、行動学だけではなくて、予防注射を打ってからという、その予防注射を打てるという獣医学的なことと行動学的事実の両方で、大体海外は8っていう数字を出してきているんだと思うんですね。</p>

	<p>だから委員会の中でもジェームズ・サーベル先生の社会化期のピークが7・8ですとおっしゃった獣医師の先生はいらっしゃいます。そうなりますとやっぱり、獣医師で動物行動学をしっかりとやっていたら先生にお話を伺うのが一番いいだろうなというふうに思います。</p>
福士会長	<p>ありがとうございました。まだ15分ありますが、23年度は犬の譲渡率が98%ということですが、今年はどう見えていますか。</p>
動物管理センター所長	<p>限りなく頑張りますと。本当は100を目指したいところでございます。事実上、実を言いますと前回、本当は100目指せたんですね。ちょっとある事情でやむなく処分せざるを得なかったというのが1例。これがなければ何とか100を目指せたんですけど。今後はボランティアさんのご協力と獣医師会のご協力をいただきながら、どう100%を目指すかというところで、変動は多少あったとしてもとにかく努力したいと考えております。</p>
福士会長	<p>ありがとうございました。それから地域猫の活動の動きはどうなっているでしょうか。</p>
動物管理センター所長	<p>震災もありまして、こちらが主体的に引っ張るような状況ではないんですが、お電話で苦情と色々な相談のときに、こういう補助制度がございますよというのを、積極的にご紹介を申し上げています。その効果もあったのかもしれませんが、獣医師会には相当の希望申し込みがありまして、去年の253頭から、今回はもう400を、もう事務局に言わせればもう400は間違いなく超すというお話を聞いております。</p> <p>相当数の伸びで、本当にボランティアの方が実を言いますと、オスは3千円、メスは6千円のこれは全部自己負担なんですよね。これだけですので、私ども非常に感謝申し上げているとあえて申し上げたいと思います。今後ともこれを継続、維持できるように頑張っていきたいと思います。</p>
福士会長	<p>ありがとうございました。茂木さん、今のお話、これから獣医師会でどうですか、ますます負担がふえていくわけですが。</p>
茂木委員	<p>これは際限なくふえるわけではなくて、ある一定までいけば、自然とピークは止まってくるだろうと思います。東京都の千代田区並みにはいかないかもしれませんが、かなりそれに近く、とにかくメスを1頭不妊手術することによって、何10頭も抑えることができるという、このいわゆる猫算じゃない、ねずみ算ならぬ猫算ですね。このいわゆる繁殖制限という行為は、確実に頭数を減らしていくということでございますけれども。決してゼロではございません。でも必ず成果は現われていると。</p> <p>当初は始めるときも皆さん、大体半信半疑でしたけども、どこまで協力いただけるかということだったんです。ボランティアさんたちのご協力を得まして、曲がりなりにも5年6年と経過し、そして仙台市さんに何とか</p>

	<p>この実績を示して、仙台市さんの協力を得たいと。ようやく去年それが実現したわけです。金額はともかくも考え方として、仙台市のいわゆる飼い主のいない猫をできるだけ減らしていこうという考え方が定着したということは、本当に喜ばしいことだと思います。</p> <p>それに効しまして、こうやって仙台市も助成するんだよということがいい結果になり、さらに年々倍化して、予算もそれに伴ってふえてきたということで、大変喜ばしく思っています。でもこれは限りなくふえていくっていうものではないということ。当初申し上げましたとおり、これが予算が100万になって、200万になって、300万になってということにはならないかと思えますけれども、できるだけ継続してこの事業を協働でやっていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。</p>
福士会長	<p>どうもありがとうございました。もう少し時間がありますが、ご意見なりご質問なり、はい、どうぞ、齋藤さん。</p>
齋藤委員	<p>今の飼い主のいない猫の避妊去勢手術ということなんですけれども。結果として好結果が得られるのであれば、もうちょっと仙台市に頑張って予算をアップしていただければ、補助の金額も少しは上がって、ボランティアさんの負担の軽減にもつながるのではないかと思うので、そちらもご一考をお願いしたいと思えます。</p>
福士会長	<p>はい、ありがとうございました。そうですね。今年24年度で3年が終わるわけですね。ぜひ継続できればいいですね。継続できたら相当落ち着くんだと思いますね。ほかにございませんか、はい、甲羽さん、どうぞ。</p>
甲羽委員	<p>8週齢問題ですけども、これは非常に審議会と業界との一番問題になっている部分でございます。ただ、8週齢といいますか、2カ月で親から引き継いだ抵抗がなくなるので、予防接種をして、お客さんに引き取ってもらおうという形でないと、例えば50日ぐらいでワクチンを接種しますと、親の遺伝的な抵抗ですか、それが何か弱められるとかという、これは専門の獣医師さんの分野ですけども、そんなふうにもいわれますので、やっぱり60日を目安としているのは、あながちけしからんことでもないような気もするわけです。終わります。</p>
福士会長	<p>はい、ありがとうございました。それでははい、菊地さん、どうぞ。</p>
ハート to ハート 菊地氏	<p>愛護法の問題とか今回展示とか、幼齢販売の期日とか、避妊の問題とか話し合いがいろいろ出ていたんですけども。ぜひ糞の始末とかの啓蒙と一緒に、マイクロチップの啓蒙も今回話が出ていないので、一緒にしていただければと思います。譲渡会で多分マイクロチップが入っていれば、譲渡会に来なくてもいいワンちゃんとか猫ちゃん。</p> <p>やっぱり避妊の問題で、マイクロチップが入っていればすぐにわかると</p>

	<p>いうことをもっと今回の被災を通して、啓蒙できるのではないかなど。価格的な問題が避妊の問題と同じに多少上下がありますので、もう少し入れやすい値段で、痛くないんですよみたいなことを、獣医師さんたちからもお話する機会があればいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
福士会長	<p>はい、どうもありがとうございました。はい、どうぞ。</p>
山口委員	<p>マイクロチップの問題は、今でも個体識別は飼い主責任としてやらなきゃならないと法律には入っております。その個体識別をさらに飼い主責任を強化するという点においては、委員の方々みんな一緒に、ただ、そのマイクロチップを義務化するかどうかの話になったんですよ。まだ義務化は無理じゃないかという先生方もいらした。マイクロチップを推進することについてはみんな賛成です。特に今回の震災で、今探していらっしゃる飼い主さんもいっぱいいらっしゃるんですから。</p> <p>保護してくださっている方々もいると思うんですが、そこと飼い主の間がうまくつながっていないので、結局保護した方は飼い主がわからないから探せなくて、譲渡するのにまた手いっぱいになっていらっしゃるったり、逆に飼い主さんは自分のところの子が家に帰ってみたらいなくなって、必死になって探していらっしゃる。</p> <p>マイクロチップが入っていたら、一発でわかるのにということがあるものですから、自民党のヒヤリングのときに、議員さんの中で、もうすべての動愛法の基本はマイクロチップを義務化することだよ、と言ってくださった先生はいらっしゃるんですけども。委員会の中でも、私は義務化すればいいと思っていますけれども、義務化ってなると、ちょっと違う意見も出てきたりしたんですね。</p> <p>関心度は今一番いいときなんですよ。震災でマイクロチップ入れる人が実際どっとふえたんです。AIPO への登録もかなり数がふえたので、この時期に獣医師の先生方も、愛護団体の方々もすべて一緒に協力して前へ進めていく。義務化にならなくても進めていくということをやっていけばいいと思うんですね。被災して、動物を連れて避難されている方々の動物を預かる施設を都がつくったものですが、そこではマイクロチップを入れています。必ず入れるようにしていますので、はい。</p>
福士会長	<p>はい、どうもありがとうございました。</p>
佐藤副会長	<p>販売のときにマイクロチップを入れるという手はありませんか。</p>
山口委員	<p>やっているところもあるんです。大手のペットショップはやっていますね。</p>
佐藤副会長	<p>そういうのをサービスでやられたら良いのでしょうか。</p>

山口委員	ペットショップが入れて売っていらっしゃるところは、これがいくらというよりも、含まれていますよね、お値段の中に。
佐藤副会長	いくらくらい、料金として。
茂木委員	動物病院では5～6千円からですね、そうね、ワクチン1回5～6千円というのが大体普通ですよ。それが毎年ですから、それから見たらマイクロチップは一生に一度ですんでね、決して高くはないんじゃないかなど。技術料とあとマイクロチップの値段を加味すると、5～6千円くらいが大体の相場じゃないかと思うんですけどね。
柴内委員	<p>マイクロチップは実験動物、マウスそして金魚にも入れられるほど安全なものです。ですから、犬猫に使って何も問題ありません。しかし公的な文書にも一般的にマイクロチップ埋め込みという言葉が使われているんですね。以前にも話したことがあると思いますが、埋め込みというのとあたかも皮膚を切皮し、埋めて、縫合しなければならないという、とても恐いことをするように思われる飼い主さんもたくさんいらっしゃるんですね。</p> <p>針は16ゲージと少し太いですけど、実は皮下注射1本なんです。ですから飼い主と一緒に動物をあやしながら注射をすれば、どんなに過敏な子も鳴かせることもなくできるとても簡便な方法なんですよ。安全で、そして迷子札にもなる、そういうことをもう少し徹底して伝えたいですね。</p> <p>これからは益々海外へ行く方たちも多くなります。動物にマイクロチップを入れ狂犬病予防注射の証明を持たないと、帰国できなくなるという法律的な重要性もお話しして、マイクロチップを徹底することをもっと飼い主の方々に説明するような機会をつくらなくてはいけないと思います。</p> <p>その点はやはり臨床の獣医師にも責任もありますし、このパンフや文書にも責任があると思いますね。もっと安全に入れられるものだとお伝えしていかなければならないと思いますね。災害があったとき、去年の3月11日あくる日から、私の病院は都心にあるもので、国外脱出の外国人の方の手続きで、3日間で80人、80頭が脱出したのです。大変な騒ぎでした。</p> <p>地方ではわからないことかもしれないんですけど、その前にマイクロチップの入っていなかった動物は問題ですよ。日本に再入国する時の手続きが大変になりますから。このような例も含めて、もっともっと早くこれを周知徹底すべきであると強く思います。</p>
甲羽委員	啓蒙のチャンスかもしれないです。
柴内委員	はい、チャンスです、本当に。
福士会長	そうですね。はい、どうもありがとうございました。そろそろ時間になりましたので、平成24年はこのようなアクションプランで実施するというをご了承ください。これに従って、行政は24年度のアクションプラン

の業務を推進してください。これで本日準備した議題はすべて終了しましたが、最後ですので、私から一言申し上げたいと思います。

昨年10月はじめに仙台市震災復興本部から、「仙台市震災復興計画(中間案)」という冊子が送られてきて、これに対する意見や提言が求められました。締め切りまで2週間しかありませんでしたが、前回の協議会で避難所によって、同行避難した動物が受け入れられたり、断られたり、まちまちであり、その判断は避難所の責任者、あるいは指導の任にある人の意向によるところが大きいということが問題になりましたので、そのことを念頭に置きながら、中間案を読みました。

中間案に「避難所等の見直し」という項目があり、「避難所運営についてわかりやすくまとめたマニュアルを作成します」とありました。中間案に対する意見というよりも、そのあとで改訂されるかもしれない避難所運営マニュアル、及び仙台市地域防災計画の中で、ペット同行避難や避難所におけるペットの居住スペースの確保が、はっきりわかるように書いてもらうことができないだろうかと考えてみました。現在どのように書かれているのか、私は知りませんでしたので、亀田さんをお願いして、関係する資料のコピーをファックスで送ってもらいました。

仙台市地域防災計画の中の「第7節 避難計画・避難所運営計画」という項目の中には、ペットについての記述はありませんでしたが、「詳細は避難所運営マニュアルを参照」とありました。それで「避難所運営マニュアル」を見てみますと、「ペットスペースの設置」という項目があり、「ペットは生活スペースに連れていくことは行くことは認められないことから、ペットを置くスペースを屋外に確保し、できるだけケージに入れるようにする。また、ペット台帳に記入してもらう」とありました。内容はともかく、確かに避難所敷地内にペットスペースは確保されています。

亀田さんから送られてきた「避難所運営マニュアル」はこの部分の1ページだけでしたので、全体の構成がどのようになっているのかを知りたくなりました。それで、現行の「避難所運営マニュアル」はどこに行ったら見せてもらえるのでしょうかと、いろいろなところに問い合わせ、最後に消防局で、「避難所運営マニュアル」は一般に公開されていないものであるということが分かりました。「一般の人が避難所運営マニュアルを見ることができないのでは、マニュアルの運用に困りませんか」と聞くと、「担当者が必ず避難所に持っていくことになっているから問題ありません」ということでした。実際、200ページを超える「仙台市地域防災計画」はインターネット上で見ることはできますが、詳細を定めた仙台市の「避難所運営マニュアル」は見ることができません。ということは、「ペットスペースが避

	<p>難所に確保されている」ということを、一般市民は知ることはできないわけです。それでは避難所によって、動物の受け入れ方がまちまちになるのは当然のことかもしれません。</p> <p>「仙台市地域防災計画」の中の、今申し上げた「第7節 避難計画・避難所運営計画」から33ページ離れたところに、「第15節 医療救護・保健防疫計画」という項目があります。この節の「14 被災動物の保護・収容」の項に、「健康福祉部は飼い主とともに避難所等に避難した動物の適正な飼育と環境衛生を指導する」とあります。これはまさに同行避難した動物のケアのことを述べているのですが、その前の「13 家畜の防疫対策」それに続いて「14 被災動物の保護・収容」が現れるので、この文脈ではこの動物はコンパニオン・アニマルとしてではなく、防災の対象のように見えます。少なくとも同行避難を認めるこの項が、避難所運営にあたって参考にされることはまずないと思います。</p> <p>「第7節 避難計画・避難所運営計画」及び詳細を定めた「避難所運営マニュアル」の中で、人間の避難者が当然の権利として避難所に受け入れられるように、同行避難した動物も同じレベルで避難所に受け入れられることが、一目でわかるように明示されなければならないと思います。その中に、仙台市がこれまでずっと防災訓練の中で用いてきた「ペット同行避難」という言葉を入れたほうが理解されやすいのではないかと思います。</p> <p>このようなことをお渡しした資料の枠で囲んだ3項目にまとめて、「避難所運営マニュアル」を作成するにあたって留意してほしいという意見書を、私個人の名前で提出しました。(1) ペットは災害弱者であるという認識に立ち、ペットの扱いは避難者(飼い主)に対するものと同じ項目の中に記述する。(2) 避難所運営マニュアル及び地域防災計画の中で、「はっきりとペット同行避難」という言葉を用いる。また、マニュアルは公開するものとする。(3) 避難所におけるペットの居住スペースはできれば屋内とし、屋外でも屋根のある(または掛けられる)場所が望ましい。</p> <p>これで終わりますが、今回の災害を乗り越えて協議会の運営をともかく軌道に乗せることができましたことは、委員の皆さんと行政の方々の不断の努力のおかげであります。深く感謝申し上げます。そしてまた何よりも明らかにしたいことは、エーキューブ、ハート to ハート、それから名前が出て来ないけれど、数多くの動物愛護ボランティア、そして仙台市獣医師会の皆さんは、本当に献身的に活動されたということです。みなさんにこのような力があつたのだということを改めて認識し、そのことを誇りに思います。ありがとうございました。以上です。</p>
動物管理セン	それでは次回開催ですが、例年ですと中間時期の11月末を予定してお

ター所長	ります。今後はそれに向けて準備したいと存じ上げます。事務局からは以上でございます。
進行	それでは委員の皆様、長時間にわたりまして、活発なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第16回仙台市動物愛護協議会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。
	—了—

平成 年 月 日

署名委員